

令和3年4月23日

米原市立米原中学校
保護者の皆様

米原市立米原中学校
校長 一ノ宮賢了

新型コロナウイルス感染症に係る出席停止の取扱いについて（依頼）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、平素より本校の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている状況があります。このような中で、文部科学省や滋賀県教育委員会のガイドライン等に基づき、お子様や同居家族に発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等がある場合や、陽性者や濃厚接触者等との接触により感染の心配や不安がある場合等においては出席停止の措置を執ることとしています。

この出席停止の判断を明確にするため、今年度から、裏面「欠席報告書（新型コロナウイルス感染症対応）」に必要事項を記入の上、学校に提出いただくことで出席停止の措置を執ることとしますので、御理解と御協力をお願いいたします。

今後も引き続き、保護者の皆様と連携し、新型コロナウイルス感染症の感染防止について必要な措置を講じて参りたいと考えておりますので、感染症拡大防止に御協力をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 欠席報告書（新型コロナウイルス感染症対応）について
 - (1) 欠席報告書をお渡しし、提出いただく対象となるのは次の場合です。
 - ・お子様や同居家族の方等が、保健所により濃厚接触者であると確認されPCR検査又は抗原検査の対象となった場合や、接触者であることが確認された場合
 - ・お子様や同居家族の方等が、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
 - ・お子様や同居家族の方等が、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
 - ・お子様や同居家族の方等が、陽性者や濃厚接触者等との接触により感染又は濃厚接触の心配や不安がある場合
 - ・その他、地域の感染拡大の状況やお子様の健康状態等により、感染又は濃厚接触の心配や不安がある場合等
 - (2) 欠席報告書は、お子様の欠席（出席停止）期間後のお子様の登校時に学校からお渡しします。保護者の方が記入していただき、速やかに学校まで御提出ください。
 - (3) 欠席報告書は米原市ホームページでもダウンロードしていただけます。
 - (4) 欠席される場合は、これまで通り学校へ連絡していただきますようお願いいたします。
連絡を受けた学校は、お子様の健康状態や新型コロナウイルス感染症の心配や不安等について御質問をさせていただくことがありますので、御了承ください。
- 2 お子様や同居家族の方等が、上記1（1）の症状のいずれかに該当する場合は、掛かりつけ医などの身近な医療機関（診療所・クリニック等）または「受診・相談センター」（077-528-3621）に御相談されますようお願いいたします。その上で、無理をせず、その方の症状がなくなるまでは自宅で療養させてください。
- 3 登校後、お子様に上記の症状がみられる場合は、保護者に連絡の上早退していただきます。翌日以降、療養していただく期間は出席停止とします。